

「4. 盛土規制法基礎調査（既存盛土調査）について」

令和8年1月 沖縄県

既存盛土調査の概要、進捗、調査結果通知公表、今後の予定

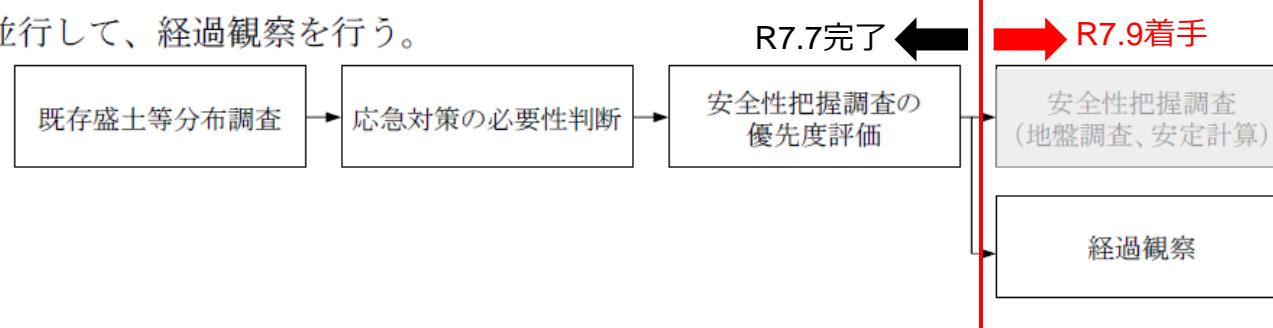
4. 基礎調査進捗 既存盛土調査 概要

- 既存盛土調査の内容や流れについては、基礎調査実施要領（既存盛土調査編）にて以下のフローが示されている。
- R6調査では、「既存盛土等分布調査」「応急対策の必要性判断」「安全性把握調査の優先度評価」がR7.7月に完了
- R7調査では、R6調査において把握した既存盛土等のうち安全性が相対的に低い盛土等を中心に経過観察を実施するとともに、新たに発見した盛土等の調査を実施している。

第五 調査内容

一 調査の内容、実施主体

調査は、既存盛土等の分布や安全性の把握を目的として、既存盛土等分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価、安全性把握調査の順に行い、安全性把握調査と並行して、経過観察を行う。

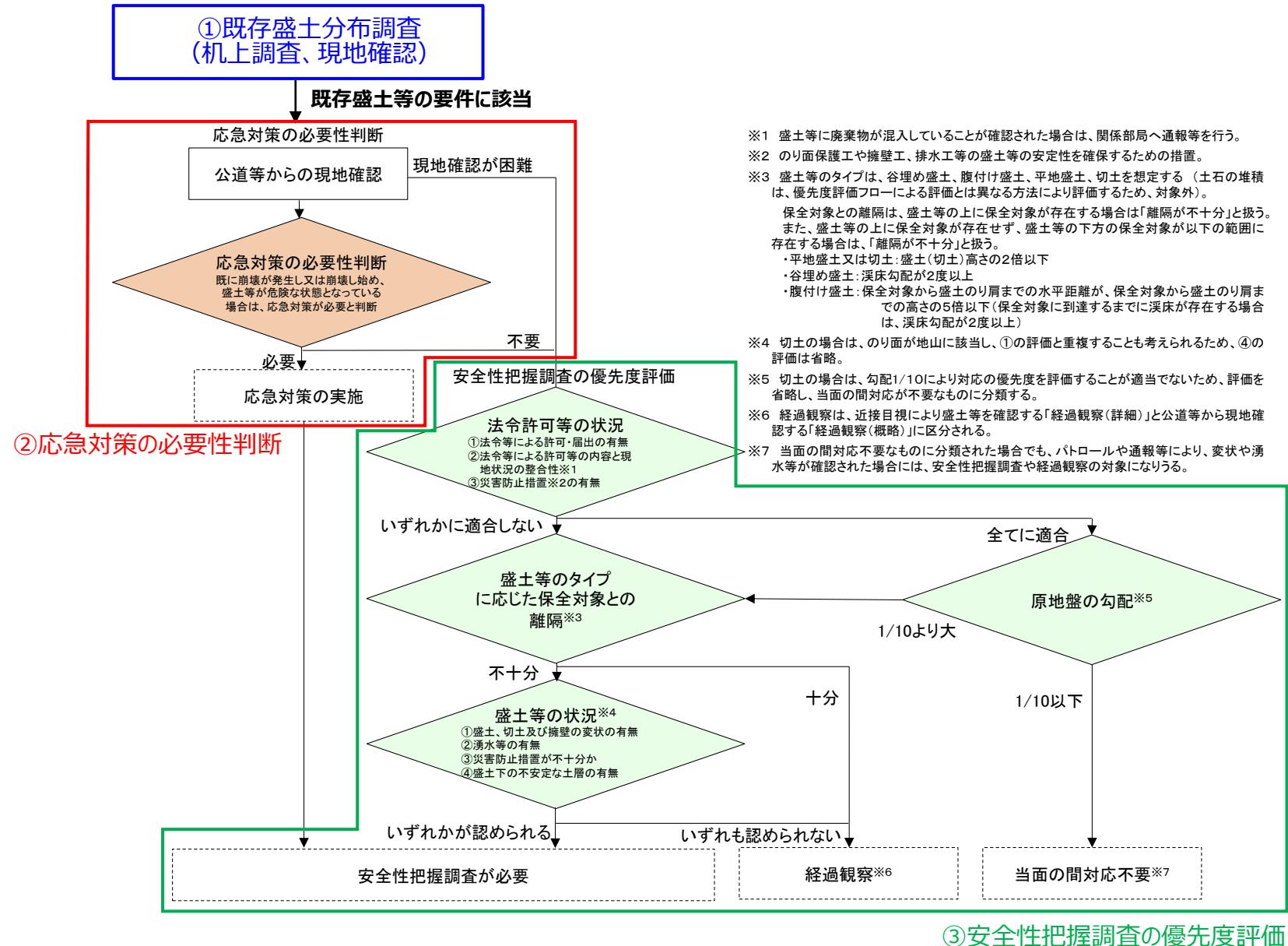


なお、調査の実施主体としては、既存盛土等分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価及び経過観察は都道府県が行い、安全性把握調査は、原則として土地の所有者等が行うものとする。ただし、災害発生の切迫性や公共性の観点等を総合的に勘案し、都道府県が行う場合も考えられる。

4. 基礎調査進捗 既存盛土調査 全体イメージ_国土交通省資料より抜粋

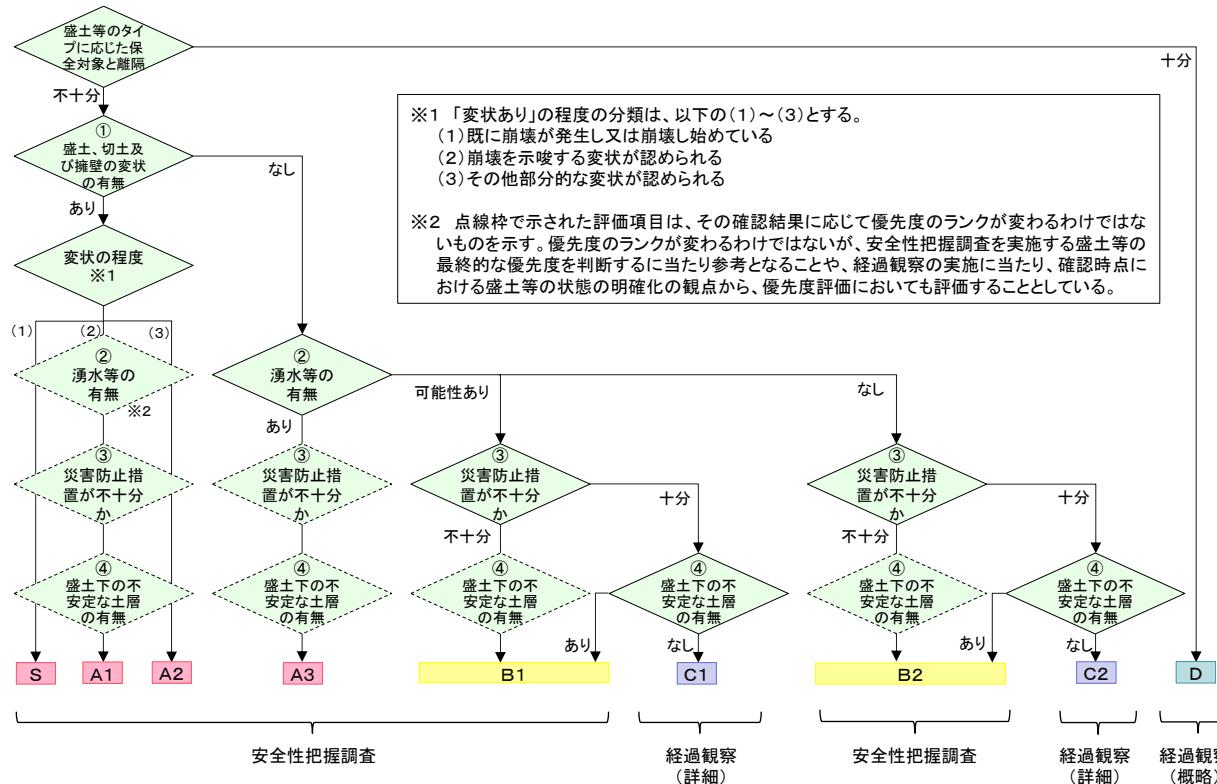


4. 基礎調査進捗 既存盛土調査 全体イメージ_国土交通省資料より抜粋



4. 基礎調査進捗 既存盛土調査 安全性把握調査の優先度評価

- 公道等からの現地確認で応急対策が必要と判断された箇所は、「**応急対策が必要**」となる。（必要に応じて安全性把握調査を実施）※既存盛土調査全体イメージのフローより
- 法令許可等の確認ができ、かつ、原地盤勾配が1/10以下の盛土等については、「**当面の間対応不要**」となる。
※既存盛土調査全体イメージのフローより
- 上記を除く既存盛土等は、現地状況に応じて以下のとおり優先度ランクづけをおこなう。
 - ⇒保全対象との離隔が十分な盛土等；Dランク（経過観察（概略））
 - ⇒変状又は湧水が確認できる盛土等；S～A3ランク（安全性把握調査）
 - ⇒災害防止措置が十分な盛土等；C1～C2ランク（経過観察（詳細））
 - ⇒上記以外の盛土等；B1～B2ランク（安全性把握調査）



出典「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」5

6.基礎調査進捗 既存盛土調査 調査対象

➤ 既存盛土調査の対象は、許認可の対象となる規模以上の盛土を対象とする。

- 既存盛土等調査の対象行為（盛土規制法の規制対象行為）

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

例え… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にい、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 3,000m超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

<一時的な土石の堆積>

例え… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m超 1,500m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超 3,000m超 となるもの
イメージ図		

4. 基礎調査進捗 既存盛土調査 調査対象

- 適用除外工事は**調査対象外**
- 許可不要工事は、災害の発生のおそれのある場合には改善命令等の対象となるため、**今後調査予定**

盛土規制法の規制対象とならない工事・許可を要しない工事

- 公共施設の用に供されている土地(公共施設用地)で行われる盛土等に関する工事は、盛土規制法の**適用除外**(法第2条第1項)。

公共施設用地

法律 第2条 第1号	公共施設用地	● 道路、公園、河川 その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
政 令 第2条	政令で定める公共の用に供する施設	<ul style="list-style-type: none">● 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設 等● 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地 等
省 令 第2条 第1項	その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none">● 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
省 令 第2条 第2項	国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるもの	<ul style="list-style-type: none">● 学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲食用水施設、水産飲食用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

(その他規制対象とならない行為)

- 土地利用のために土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから、規制対象とならない。(例えば、通常の営農行為の範疇にある耕起等や、グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等)

- 規制対象工事であっても、災害の発生のおそれがないと認められる工事は、**許可不要**(法第12条第1項ただし書・法第27条第1項ただし書・法第30条第1項ただし書)。
- ただし、**土地の保全等に関する努力義務の適用**を受けるため、災害の発生のおそれのある場合には、改善命令等の対象。

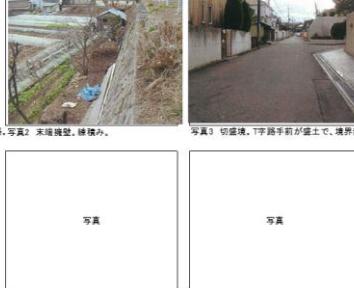
許可不要工事

政 令 第5条	<ul style="list-style-type: none">● 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等）● 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）● 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）● 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） 等
省 令 第8条	<ul style="list-style-type: none">● 土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等● 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等● 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等● 土壤汚染対策法：汚染土壤の搬出又は処理等● 放射性物質汚染対処特措法：廃棄物又は除去土壤の保管又は処分● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事● 高さ 2m 以下かつ面積 500m²超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが 30cm（都道府県等が規則で別に定める場合はその値）を超えないものを行う工事● 土石の堆積を行う土地の面積が 300m²を超えないもの● 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

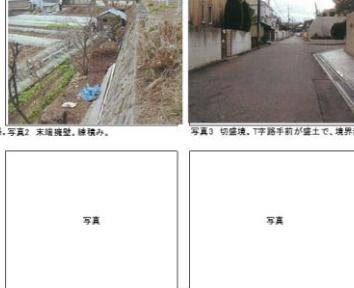
4. 基礎調査進捗 既存盛土調査 とりまとめ

➤ 既存盛土等調査結果のとりまとめ様式について、以下に例示する。

・応急対策の必要性判断

既存盛土等カルテ(応急対策の必要性判断結果)									
調査日時	天候記録	調査日	1日前	2日前	3日前	4日前	5日前	【現地確認の可否】	
2014年8月13日 14:00	晴れ	00	10	00	00	00	30	公道から目視による確認が可能	
【現地写真】									
									
<p>写真1: 末塙のり面。フェンスの奥は農業用水路。 写真2: 末塙掩壁。縫隙み。 写真3: 切盛境。T字路手前が盛土で、境界部はほり下。</p>									
<p>【現地確認結果】 部分的な変状が見られるが、崩壊や崩壊を示唆する変状等なし。</p>									
<p>【応急対策の必要性】 なし</p>									

・安全性把握調査の優先度評価

既存盛土等カルテ(安全性把握調査の優先度評価(1))									
調査日時	天候記録	調査日	1日前	2日前	3日前	4日前	5日前	【現地確認の可否】	
2014年8月13日 14:00	晴れ	00	10	00	00	00	30	【現地確認の可否】	
【現地写真】									
									
<p>写真1: 末塙のり面。フェンスの奥は農業用水路。 写真2: 末塙掩壁。縫隙み。 写真3: 切盛境。T字路手前が盛土で、境界部はほり下。</p>									
<p>【現地確認結果】 部分的な変状が見られるが、崩壊や崩壊を示唆する変状等なし。</p>									
<p>【応急対策の必要性】 なし</p>									

既存盛土等カルテ(安全性把握調査の優先度評価(2))									
調査日時	天候記録	調査日	1日前	2日前	3日前	4日前	5日前	【現地確認の可否】	
2014年8月13日 14:00	晴れ	00	10	00	00	00	30	【現地確認の可否】	
【現地写真】									
									
<p>写真1: 中央部掩壁(縫隙み2段)。上部掩壁の上は泥。 写真2: 末塙掩壁(縫隙み)。 写真3: 末塙から泥崩れ方向。</p>									
<p>【現地確認結果】 部分的な変状が見られるが、崩壊や崩壊を示唆する変状等なし。</p>									
<p>【応急対策の必要性】 なし</p>									

出典「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」



4. 基礎調査進捗 既存盛土調査 とりまとめ

➤ 既存盛土等調査結果のとりまとめ様式について、以下に例示する。

・経過観察

既存盛土等カルテ(経過観察)				M1-1	様式8
盛土等の概要				【経過観察記録写真】	
整理番号	件M1-1	精度	北緯(○° ○' ○")	着目箇所の変状状況が対比できる写真を撮影	
所在地住所	〇〇県〇〇市△△大字〇〇	精度	東経(○° ○' ○")	※ 作成上の留意事項	
区分	■ 経過観察(詳細)安全性把握調査の待機中	安全性把握調査の優先度評価区分	A1(A2+A3) B1-B2 C1-C2-C3-D	※1 優先度評査指標に設定した着目点について、状況の変化が確認できる写真を記録する。	
	□ 駆逐観察(詳細)			□ 経過観察(概略)	※2 新たに変状が発見された場合は、新規着目点として追加する。
経過観察状況				<着目点①>	
調査日時	西暦2024年(令和6年) 8月 30日 10時30分	調査者(所属、氏名)	〇〇		<着目点①の変化>
天候		調査日	1日前 2日前	3日前 4日前 5日前	
降雨記録	日降水量(mm)	0.0 0.0 0.0	100 50 0.0	変化後写真	
安全性把握調査の優先度評価時				コメント: 道路付近の道路側溝の漏水状況は変化なし	
西暦 2014年(平成26年) 8月 13日 14時00分					
①擁土・切土・裏地接続の変状	<input type="checkbox"/> 残り高さが増し又は縮小している	<input checked="" type="checkbox"/> 变状を示すその他の変化	<input checked="" type="checkbox"/> その他の変化	現に変形が見られ、その変形が認められる	
②漏水等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 漏水等がある	<input type="checkbox"/> 漏水等の可能性がある	<input type="checkbox"/> 漏水等なし	<input checked="" type="checkbox"/> 生じ又は縮小する変形が認められる	<input type="checkbox"/> その他の変化
③災害防止措置が充実か	<input checked="" type="checkbox"/> 十分	<input type="checkbox"/> 十分		<input checked="" type="checkbox"/> その他の変化	<input type="checkbox"/> 変状なし
④堆土下の干渉的な土壌の有無	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 堆壁の変形が拡大	
経過観察結果				<着目点②>	
漏水状況の変化は認められなかった。一方で堆土の亀裂の拡大が確認され、一定の連續性が認められた。					<着目点②の変化>
引継ぎ事項(点検時期、優先度評価区分の見直し等)					変化後写真
今回の経過観察において、堆土の変状の拡大により、亀裂に一定の連續性が認められた。そのため優先度区分をA2からA1に引き上げた。				コメント: 堆土の亀裂が拡大し、一定の連續性が認められた。	
経過観察後の優先度区分		A1		<着目点③>	
					<着目点③の変化>
					変化後写真
				写真	写真
				コメント	

出典「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」

4.基礎調査進捗 既存盛土調査 進捗・調査結果通知公表・今後の予定

- (R6) 机上抽出により既存盛土等の可能性がある箇所は843箇所であり、現地調査（公道からの確認）により、うち**257箇所**を既存盛土等に該当と判断し、応急対策の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価までを実施した。
- (R7) R6調査で把握した既存盛土等のうち、安全性が相対的に低い盛土等を中心に経過観察を実施。R6は公道からの確認であったのに対し、R7調査は、既存盛土等の現状を詳細把握するために一部民地立ち入りを行い、R6調査での既存盛土等の評価を精査している。また、新たに発見した盛土等の調査を実施している。本委員会時点で、28箇所が追加、**合計285箇所**を既存盛土等に該当するとした。
- 既存盛土調査の結果については、市町村長へ通知し、沖縄県ホームページ上で令和7年度中には公表予定。内容はR6・R7調査分とし、R7調査とりまとめ後速やかに行う。
- 公表は、土地の所在地等を示した一覧表、位置図を対象とする予定。
- 今後は、継続して経過観察を行うとともに、R8.10月規制開始後、本調査において“応急対策が必要”、“安全性把握調査が必要”と位置付けられた既存盛土等については、「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン」を参考に、土地所有者や盛土行為者への指導等を行うこととなる。